



宮社協発第733号
平成27年8月21日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会長 鈴木 隆一

平成27年度福祉施策等の要望について（提出）

日頃より、本会の事業運営につきまして、並々ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、地域福祉を取り巻く環境は厳しさを増しており、行政の財政健全化と社会保障財源の確保が大きな課題となっている中、以前から課題とされてきた少子・高齢化の進行に加え、ワーキングプアなど経済的困窮の問題や孤独死、虐待など地域における生活課題は深刻化しております。

また、介護・福祉等の福祉サービスに対するニーズが急増し、質的にも多様化・高度化に加え昨今の雇用情勢の好転傾向に伴い、福祉・介護を担う人材確保については急激に厳しさを増しており、慢性的な人材不足に陥るなど、人材確保対策が喫緊の課題となっております。そのような中、本年4月に実施された介護報酬の改定では、大幅な引き下げとなり介護福祉事業者の安定的な事業継続への危機感が増大しております。

さらに、今後進められる地域包括ケアシステムの構築については、自主的・主体的に取り組むことにより、地域の特性に応じた体制づくりを市町村は求められており、本会はもとより県内関係機関、団体等あがての協力・支援することが必要となっております。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望します。

要 望

1 福祉・介護人材の確保を図るための施策

将来の人材不足だけでなく、現状の喫緊の課題として人材不足は、サービスの質の低下を招くだけでなく、事業を運営している法人等に対しても多大なる影響を及ぼすものと思われま。介護職員等の適切な給与水準の確保など、将来の担い手がいなくなるよう必要な施策をお願いします。

2 次期介護報酬改定に向けて必要な予算措置及び対応

今回の介護報酬の改定により、加算は引き上げられたものの、基本報酬が引き下げられ結果的に過去にない減額となりました。介護報酬がマイナスとなる中で介護職員の処遇改善を行うことは、常識的に考えても経営を圧迫し、不可能であります。介護の質と量を確保するためにも介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。まずは、介護現場の経営実態を調査分析の上、次期の報酬改定に向けて、基本報酬の引き上げなど国に対して強力に要望して頂くようお願いいたします。

3 地域包括ケア体制構築に向けた支援策の実施

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される本システムは重要であります。本システムの構築が円滑に推進されるよう必要な支援策の充実を強く国に働きかけるとともに、関係団体等に対する各種支援策（十分な財政支援含む）の実施をお願いします。

4 各種団体からの要望等

各種団体からは別紙のとおり要望がありますので、必要な施策と財政支援の実施をお願いします。

平成27年度要望提出団体一覧

	団体名・提案部署	要望・提案事項	提出先※国へは県に提出し上程を促す		
			宮城県	全国 社会福祉 協議会	国
1	宮城県児童養護施設協議会	児童養護施設職員の処遇改善について	○		
2	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	給付型奨学金の高校における拡充と大学への導入について	○		○
3	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	仮設住宅に住む視覚障害者への対応について	○		○
4	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	災害時要援護者避難支援プランについて	○		○
5	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	復興における都市整備, 外出支援について	○		○
6	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	福祉有償運送制度における外出支援について	○		○
7	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について	○		○
8	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	生活福祉資金貸付事業に係る相談員並びに財源の確保について	○		○
9	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会復興支援課	被災者生活支援事業の継続について	○		○
10	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会復興支援課	再建される地域へのコミュニティ支援事業について	○		○
11	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会復興支援課	NPO等の活動団体への支援事業について	○		○
12	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業における国庫補助基準に係る激変緩和措置の継続と期間の明示について	○		○
13	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について	○		○
14	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算の確保もしくは激変緩和措置の継続について	○		○
15	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	福祉・介護人材の確保について	○		○
16	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	介護報酬の見直しについて	○		○
17	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	地域包括ケアシステム構築に向けた介護予防・生活支援サービス事業の推進について	○		○
18	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の制度見直し及び財源確保について	○		○

宮城県児童養護施設協議会から
宮城県への要望

【項目】

児童養護施設職員の処遇改善について

【現状】

児童養護施設職員の給与が低水準にあり，人員確保が困難な原因の1つになっており，早急な改善が求められる。

【課題】

児童養護施設職員の処遇改善のための財源の確保が課題になっています。

【内容】

平成27年度保育所の保育士等（正職員，栄養士，調理員を含む）の加算があり，職員一人あたり15～16万円の一時金が出る。昨年は，一人あたり約9.5万円の一時金が出たが，同じ資格を持っていながら児童養護施設職員には出していない。

適切な賃金体系を構築し，人員確保を行うため財源の確保を宮城県に要望するものです。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項目】

子どもの貧困対策として、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、進学を経済的に支援するための給付型奨学金の高校における拡充と大学への導入を要望します。

【現状】

現在の奨学金は貸与型が多く、また利息は必ずしも低いとは言えず、返済の負担が重い状況があります。

【課題】

特に私学の場合は高校、大学とも授業料を初め、いわゆる学納金が年々上昇する傾向にあり、親の経済的負担が重くなって来ています。しかし、親自体は収入が増えない場合が多く、子どもの教育費の捻出に窮している状況があります。

特に大学において貸与型の奨学金を利用した場合は在学中はアルバイトに追われ、卒業の時点では300万円から400万円程度の返済義務（借金）を抱えての社会人スタートとなり、初任給での返済生活はなかなか厳しいものがあります。

【内容】

以上のような状況から県においては高校での給付型奨学金の制度拡充を、また大学への当該制度の導入を国へ働き掛けて頂くよう要望するものです。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

仮設住宅に住む視覚障害者への対応について

【現状】

視覚障害者は、その障害特性から外出困難者であり、かつ移動困難者であるため、慣れない生活環境や居住環境が劣悪な仮設住宅での生活は困難を極め、仮設住宅に住む視覚障害者においては精神的苦痛を抱えるものが多く存在します。

【課題】

特に一人暮らしの視覚障害者については、引きこもりや孤独死の危険性も高いと考えられ、その防止のためには心身の健康管理の観点からの早急な対応が課題となっています。

【内容】

早急な復興支援公営住宅への入居と、いち早く視覚障害者の生活環境が保障されることを要望します。

【項目】

災害時要援護者避難支援プランについて

【現状】

視覚障害者への災害避難や防災については、地域において平常時に要援護者情報を収集し、災害非常時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数は少人数であることから、そのニーズの把握が困難なのが実態です。

【課題】

各市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別）が速やかに策定され、その内容が地域の町内会等で決められる災害避難計画、及び防災に関する社会システムとして構築されることが課題となっています。

【内容】

平常時から要支援者である視覚障害者の情報収集を進め、市町村においては収集された情報を生かして災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、災害非常時の実施、及び関連機関への啓発指導や連携を要望します。

【項目】

復興における都市整備，外出支援について

【現状】

震災と津波により生活環境が破壊された地区では，親しんだ町並から一変し，まったく別の街並みになってしまったことから，歩きなれた街並みの記憶に頼りながら移動をする視覚障害者にとっては，一人で外出することは困難になり，外出を控える視覚障害者が増えています。また，転居を余儀なくされた視覚障害者は，慣れない土地での移動には更なる不安を覚え，さらに外出を控える傾向にあります。そして，視覚障害者の外出支援においては欠かすことのできない存在であるガイドヘルパーは，被災によって他の市長村に転居する者も多く外出に関する支援環境も劣化の一途をたどっています。このように移動支援に関する環境の変化は，視覚障害者の移動を制限しているほかに，視覚障害者自身にストレスを与え，視覚障害者の心と体の健康に悪影響を及ぼしています。

【課題】

復興における都市整備，及び視覚障害者の外出支援は人にやさしい街づくりの観点と全国のモデル的視点に立った上で，視覚障害者に配慮した環境整備が必要です。

【内容】

音声信号機や点字ブロック敷設などの視覚障害者が移動しやすい都市整備を行うことや，ガイドヘルパーの人材確保と配慮の行き届いた外出支援体制を構築することを，地域に住む視覚障害者の実情に合わせながら環境整備が行われることを要望します。

【項目】

福祉有償運送制度における外出支援について

【現状】

私たち視覚障害者は、移動困難者であり、外出困難者でもあります。震災で公共交通機関が寸断されていることや、過疎地・中山間地における路線バスの廃止、居住地が広域であることなどから、外出環境が劣悪です。

【課題】

福祉有償運送制度は、視覚障害者にとって制度趣旨に沿った活用がしにくい現状にあります。よって、視覚障害者の社会的自立や社会参加の福祉支援の観点から、震災復興特別特区や福祉支援モデルとして外出支援に容易に活用できる制度への見直しが必要です。

【内容】

現状の交通環境を補うためには、同行支援・移動支援等の福祉サービスと福祉有償運送の複合活用が私たちの外出支援には不可欠な現状です。早急に全面もしくは被災地において福祉有償運送制度が容易に活用できるよう要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について

【現状】

石巻市，東松島市，女川町の石巻地域については，従来の直営から，平成21年4月1日付けで全面委託され，石巻市社協が基幹的社協となり事業を実施している。

現在，嘱託職員の専門員2名で石巻地域を担当しているが，2市1町と広範囲に亘りその支援に時間を要することと併せ，直接支援を行う生活支援員の員数が少ない。

また，利用希望者が大幅に増加している現状にある。

【課題】

自己決定能力が低下している方が対象者であり専門的知識が必要であることと，震災の影響を含め，大幅に増加する見込みの利用者に対応するため，専門員と生活支援員の増員と併せ，本会の非常勤職員である生活支援員の「ボランティア精神」に頼らざるを得ないという事業の在り方が課題となっている。

【内容】

日常生活自立支援事業の基幹的社協として，2市1町の広範囲な行政区域をカバーしている特殊性と，年々増加する利用者に対応するため，専門員及び生活支援員の増員と併せ，専門性を必要とする専門員及び生活支援員の確保のための処遇改善については，今後事業実施のため必要不可欠であり，その見直しと財源確保を要望するものである。

【項目】

生活福祉資金貸付事業に係る相談員並びに財源の確保について

【現状】

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、現在、宮城県社会福祉協議会からの助成を受け、相談員3名を配置し、特例緊急小口貸付約2,000件、生活復興支援貸付23件の債権を管理している。

【課題】

上記債権については特例貸付事業の専門性があることと、その償還期間が10年を超えるものもあり、阪神淡路大震災時の貸付は、現在もその事業が継続していることから、東日本大震災による貸付についても長期に亘ることが予想される。

宮城県内最大の被災地である石巻については、従来の社協事業(介護等事業含む)と併せ、震災復興に係る事業を実施していることから、現在の職員体制では、生活福祉資金貸付事業に対応することは不可能な状況にある。

【内容】

今後も、相談員の配置は不可欠であり、人的支援または財政的支援継続を要望するものである。

【項目】

- 被災者生活支援事業の継続について
- 再建される地域へのコミュニティ支援事業（自立再建者を含む，地域融和事業）
- NPO等の活動団体への支援事業について

【現状】

仮設住宅（みなしを含む）入居者への生活支援業務として，地域生活支援員の巡回・訪問を実施している。現在の仮設住宅の現状を踏まえ，空洞化する仮設団地のコミュニティ支援を強化するとともに，懸念世帯への気付き等を専門職に繋ぐ対応を継続。

また，復興公営住宅に関し，その移行への取り組みに協力するとともに，入居者の現状把握の訪問を実施している。

地域福祉コーディネーターの地域での認知度も上がり，地域課題を住民と共に取り組み，関係機関との連携・情報共有の繋ぎ役を担えてきている。

【課題】

現在でも仮設住宅の入居状況は7割程度あり，自立再建の目途が立てられない住民・キーマンの転居による地域の見守り力の低下が懸念される。

また，復興公営住宅移行期に入り，新たに再建される地域での既存住民と新住民との融和を図る取り組みが必要である。

なお，復興集中期最終年度にあたり，復興事業の財源確保やNPO等の支援団体との連携体制も難しくなり，地元が主体的に活動せざるを得ない状況が予測される。

【内容】

●被災者生活支援事業の継続：地域生活支援員事業の財源が災害等緊急雇用対応事業であり，復興集中期後の財源確保が明確ではなく，事業の継続には新たな財源が必要である。

●再建される地域へのコミュニティ支援事業（自立再建者を含む，地域融和事業）
平成25年度から実施された共同募金会「住民支え合い活動助成事業」が住民主体活動に成果あげております。この事業に起因した活動を継続させる他，地域融和を図る担い手として活動できる支援事業が考えられるのではないかと。

●NPO等の活動団体への支援事業：石巻市での活動実績のあるNPOの力は，新たに再建される地域への支援の力として，その専門性・手法はまだまだ必要である。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

日常生活自立支援事業における国庫補助基準に係る激変緩和措置の継続と期間の明示

【現状】

本市の標記事業予算は、国庫補助、仙台市（それぞれ 1/2）補助と仙台市からの単独補助、本会の自主財源で構成されている。

国庫補助基準額の導入により、平成 27 年度予算は平成 26 年度に比べ、約 700 万円の歳入減となった。平成 26 年度末に市担当部局と協議した結果、歳入減の部分は仙台市財源での負担という形で 27 年度予算は確保できた。しかし、平成 28 年度以降については、基本事業費の減額、もしくは撤廃という方針が示されている中、歳入増の取り組みが本会に求められている。

【課題】

今後、国庫補助基準額の基本事業費が廃止され、契約者数による補助に移行した場合、本会における現体制の維持を確保するには、現利用者を 1,800 人程度まで引き上げる必要がある。現在（H27.5 月末）の利用者は 349 名となっており、必要数まで短期的に増加させることは極めて困難である。そのための対応としては相当数の職員の配置転換や削減も念頭に置いた大幅な体制の見直しを検討せざるを得ない。

【内容】

現在の国庫補助基準額の考え方が継続するならば、以下の内容を要望する。

（1）基本事業費の激変緩和措置の継続と期間の明示。

補助額の急激な減額は事業の継続に影響が大きいことから、一定程度の緩やかな減額幅をもたせ、かつ、緩和措置の期間を明確にされたい。期間が明示されることで緩和措置終了後の事業展開の見通しも立てやすくなるため。

【項目】

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

【現状】

①支えあいセンターでは平成26年度から、復興公営住宅入居世帯のうち支援が必要な世帯を対象に「定期訪問」を行い見守り活動を進めている。

27年度は、4月から市内全区で復興公営住宅への入居が進み、事業の中心がみなし仮設入居者への個別訪問やサロン活動等から、「定期訪問」やコミュニティ支援への協力等、復興公営住宅入居者への支援に移りつつある。

【課題】

①復興公営住宅入居者への「定期訪問」の終了時期は、入居してから復興公営住宅や地域に慣れると考えられる約1年後、または、復興公営住宅の自治組織が設立し、あるいは近隣の町内会に所属し、地域の見守り体制が整った段階とされている。今年度は6月から10月までに、8ヶ所717世帯の復興公営住宅への入居が予定されている。さらに、次年度は6ヶ所345世帯の入居が控えており、「定期訪問」期間や建設の遅れを考慮すると、平成28年度末までは支えあいセンターによる復興公営住宅の支援が必要である。

②借上げ民間賃貸住宅の特定延長に該当する世帯や、一律延長となる福島県や他市町出身世帯への孤立防止のための個別訪問の取り組みも継続する必要がある。

【内容】

平成28年度は、事業内容は縮小するものの、上記の現状と課題により、生活支援相談員による孤立防止や生活再建のための活動の継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置のための財源確保を要望する。

【項目】

生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算の確保もしくは激変緩和措置の継続について

【現状】

本会における標記事業の体制整備に係る予算は、県及び県社協を通じて全額国庫補助で構成され、平成 27 年度については合計 8 名の貸付相談員を配置している（市本部 2 名、青葉区 2 名、他区各 1 名）。

生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、これまで生活福祉資金貸付事務費（セーフティネット支援対策事業費補助金）として補助されていた部分（全体の 2 分の 1）は、生活困窮者自立支援法補助金として、貸付件数や償還件数に比例した補助基準額が新たに設定された。

しかし、本会の体制整備に直接係るもう一方の 2 分の 1 の部分すなわち生活福祉資金体制整備費（緊急雇用創出事業臨時特例基金）については、平成 27 年度は激変緩和措置による貸付原資の取り崩しで対応がなされ要望通り貸付相談員の人員配置ができたものの、平成 28 年度以降については、その受け皿となる予算確保が不透明な状況となっている。

【課題】

標記事業の貸付及び償還に係る相談（平成 26 年度仙台市実績 合計 4,473 件／年）に対応している貸付相談員について、平成 28 年度以降配置できる見通しが立っていない。

配置されなかった場合、貸付業務全般にかなりの支障が生じることが想定される。

【内容】

生活福祉資金体制整備費に相当する予算について、以下の内容を要望する。

- ・生活福祉資金体制整備費に相当する予算の確保もしくは激変緩和措置の継続

貸付相談員の体制維持に直接係るため、予算が確保されなかった場合、生活困窮者自立支援事業との連携も含めた本会の標記事業の実施への影響が多大である。故に、その予算確保について、最低でも緩和措置の期間を延長していただけるよう国や県に対する働きかけを強くしていただきたい。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

福祉・介護人材の確保について

【現状】

2025年に向けた介護人材にかかる厚生労働省の推計によれば、本県において充足率が69%（14,136人不足）しか人材を確保することが出来ないとのことで、全国平均の85.1%を大きく下回っています。

また、中央福祉人材センターの福祉分野の求人・求職のデータによると、本県の有効求人倍率は5.57と全国平均の3.67をはるかに上回っている状況で、福祉分野での人手不足が容易に推察されます。人手不足の理由として、公益財団法人介護労働安定センターの介護労働実態調査（H25）によれば、労働条件の不満として「人手がたりない」・「仕事内容のわりに賃金が低い」・「身体的負担が大きい」といった状況になっています。

このため未来の福祉の担い手でもある学生が、介護福祉士等の養成校に進学せず定員割れを招いて、経営難に陥っている学校も少なくない状況です。

【課題】

上記現状からも推察できるように、未来の人材不足だけではなく現状の課題として人材不足は、サービスの質の低下を招くだけではなく、事業を営んでいる法人等に対しても経営面において、多大なる影響を及ぼすものと思われます。また、福祉業界としても何らかの改善等が図られなければ、未来の担い手がいなくなってしまう状況も十分推察できることから、今後更なる少子高齢化社会の中で魅力ある福祉業界の姿を示す必要が急務です。

【内容】

このようなことから、将来を見据えた計画的な人材確保施策を国に対し強く要望するとともに、県としての具体策を講ずるようお願いするものです。

- (1) 介護報酬の改善による、他業種並の給与水準の確保
- (2) 計画的な福祉人材確保施策の推進
- (3) 福祉・介護職員の給与や労働条件等の処遇改善、働きやすい職場づくりのための施策の推進
- (4) サービスの質の向上に向けた人材育成・研修等、福祉職員の資質向上の強化
- (5) 福祉介護職のイメージアップを含めた啓発活動の実施
- (6) その他福祉介護人材確保のための必要な施策

【項目】

介護報酬の見直しについて

【現状】

平成 27 年度介護報酬改定において介護職員の処遇改善分 1.65%、認知症・中重度者への対応分 0.56%を含めてた上で△2.27%となり、実質的には全体で△4.48%もの大幅な引き下げが決定されました。中でもデイサービス、特養、特定施設は△6%と過去にない減額幅となっており、予防デイに至っては△20～23%と事業継続に影響を与えるものとなっています。

全国老人福祉施設協議会の介護報酬改定影響度緊急調査（速報値）によれば、改定前後の収支の状況として一施設あたり、月額約△54 万円となっており年間では約△650 万円となる見込みとの調査報告書も出されています。

【課題】

基本単価が下がった分を、個別加算の獲得によりマイナス分を補い、質と量の面からもサービスの維持向上等各種加算の獲得を目指していかなければいけないものですが、加算は介護職員に限られたものであり、基本単価が下がって事業収入が減れば処遇改善もままならなくなる可能性があります。今でも経営が厳しい事業所・施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えるなど、職員を減らすことも考えられ、サービスの質の低下及び人材不足に拍車をかける可能性はかなり高いものと思われま。介護職へのますますのイメージダウンが広がり、次の担い手がいなくなってしまう状況も十分推察されます。

【内容】

このようなことから、まずは、介護現場の経営実態を調査分析の上、次期介護報酬の改定に向けて、介護福祉事業者が安定した経営が継続可能となるとともに、そこに従事する職員の給与水準が他業種並となるような介護報酬となるよう、政府に対して強く要望して頂くようお願いいたします。

【項目】

地域包括ケアシステム構築に向けた介護予防・生活支援サービス等の推進について

【現状】

平成27年4月の介護保険制度改正により、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が新たな総合事業に移行し、住民主体等の多様な生活支援サービスを広げていくことが期待されています。これは、多様な生活支援ニーズに対して、従来の専門職によるサービス提供だけでは限界があり、住民の参画による地域の支えあい体制づくりが求められていると捉えることができます。

また、市区町村社会福祉協議会やNPO等は、小地域福祉活動やサロン活動、また助け合い活動などを通し、地域で暮らす高齢者等を見守り、支えあう体制づくりに関与しています。

【課題】

市区町村は、地域での助け合い・支えあい体制構築を図る「生活支援コーディネーター」の配置や、地域包括ケア体制を整備・推進するための関係機関の定期的な情報の共有・連携強化の場として「協議体」を設置しますが、新たなサービスの創設や地域の支えあいが活発になるまでには時間が必要です。むしろ地域にある「集いの場」や「助け合い・支えあい活動」、「配食サービス」等を支援・活性化し、それらを通所や訪問の新たなサービスへと発展させ行くことが有効です。

【例】訪問型サービスの類型

	現行の訪問介護相当	多様なサービス	
種類	介護保険サービスの介護予防訪問介護と同様のサービス	訪問型サービスA	訪問型サービスB
内容	身体介護，調理や掃除等の生活援助	生活援助等	生活援助等
提供者例	訪問介護員	主に雇用労働者	ボランティア主体

【内容】

団塊の世代が75歳以上のとなる2025年に向けて一日も早い体制が各市町村で整備されますよう、介護予防にとどまらず地域の実情に合わせた柔軟な地域づくりが求められています。市区町村社会福祉協議会、NPO等が行っているサロン活動や会員制・有償性を特徴とする助け合い活動（住民参加型在宅福祉サービス）が、活発化するよう、抜本的な支援をお願いするとともに、モデル事業の創設や新たなサービスの活性化を図るための財政支援策の創設及び十分な財政支援策を要望するものです。

【項目】

日常生活自立支援事業の制度見直し及び財源確保について

【現状】

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方の地域における自立生活の支援及び権利擁護を目的としています。本事業の実施主体は、国の『日常生活自立支援事業実施要領』において各都道府県・政令指定都市社会福祉協議会とされ、市町村域の基幹的社会福祉協議会等へ委託するなどして実施することとされています。財源については都道府県・政令指定都市の予算額の2分の1を国が補助する形になっています。

【課題】

これまでも宮城県社会福祉協議会からは、より利用者に密着した事業展開ができるよう実施主体を基礎自治体（市町村）に変更するなどの制度見直しや事業従事職員（専門員・生活支援員）の待遇改善に関する要望を行ってきました。判断能力が不十分な方の自立や地域生活を支える当事業の重要性は極めて高く、県民の福祉の向上には事業継続及び拡充が不可欠ですが、国から平成27年度以降の補助額の算定基準の見直しが示され、大幅な減収が見込まれることから今後の事業継続は極めて厳しい状況となっています。

【内容】

今般、国から示された補助額の算定基準は、財源負担はこれまでどおり都道府県・政令指定都市の予算額の2分の1を国及び県で負担するものですが、積算方法が変更になり、これまでの「事業総経費から利用料収入を差し引いた額」から「利用者実人員の単価制」に基づくものになります。これでは、事業継続のために必要な職員配置が出来ず事業の継続は極めて困難となり県民の福祉の低下は免れません。今後の事業財源に関して継続的な安定運営や個別支援における更なる質の向上のため、補助制度の見直しについて政府に対し要望して頂くとともに、県における事業継続に必要な独自の施策の実施についてお願いするものです。

- (1) 利用契約者35人に対して1名の専門員の配置
- (2) 対象経費の拡大（私用車を使用する生活支援員の、支援中に係る交通事故に対する自動車保険料）
- (3) 補助経費の拡大（専門員単価の一律化）